

NEWS

～ 平成 19 年 10 月

岡経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

発行年月時点の情報をもとに記載しており、閲覧時の法令・運用と異なることがあります

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

平成 19 年 10 月から雇用保険法が変わります

平成 19 年 10 月から以下の法改正による変更がありますのでご案内いたします。

1. 雇用保険の受給資格要件が変わります
2. 育児休業給付の給付率が 50%に上がります
3. 教育訓練給付の要件・内容が変わります

1. 雇用保険の受給資格要件が変わります

平成 19 年 10 月から、雇用保険の加入区分（一般・短時間）が統一されます。これまで
は週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者、短時間被保険
者）がありましたが、これを廃止し、雇用保険の基本手当の受給資格要件が一本化されま
す。

雇用保険（失業保険）を受給するのに、今までは・・・

一般被保険者（週所定労働時間 30 時間以上）

⇒ 6 か月 （各月 14 日以上）

短時間労働被保険者（週所定労働時間 20～30 時間未満）

⇒ 12 か月 （各月 11 日以上）



平成 19 年 10 月からは



平成 19 年 10 月からは

週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、
12 か月(各月 11 日以上)の被保険者期間が必要

※ただし、倒産・解雇等により離職された方の
特例（6 か月（各月 11 日以上）あり

2. 育児休業給付の支給率が 50%に上がります

- 育児休業給付の率が 40%から 50%に引き上げられます。
- 平成 19 年 3 月 31 日以降に職場復帰された方から平成 22 年 3 月 31 日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

【旧】 休業期間中 30% + 職場復帰後 6 か月 10%

↓

【新】 休業期間中 30% + 職場復帰後 6 か月 20%

3. 教育訓練給付の内容、要件が変わります

- 本来は「3 年以上」の被保険者期間が必要である教育訓練給付の受給要件が、当分の間、初回に限り「1 年以上」に緩和されます。
- これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額が一本化されます。
- 平成 19 年 10 月 1 日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

【旧】

被保険者期間 3 年以上 5 年未満 20%（上限 10 万円）

被保険者期間 5 年以上 40%（上限 20 万円）

↓

【新】

被保険者期間 3 年以上 20%（上限 10 万円）

（初回に限り、被保険者期間 1 年以上で受給可能）